

# INFORMATION

## 9月1日は「防災の日」です

～災害は身近に起こり得るもの。他人事ではありません!!～

昨年は、7月に新潟・福島豪雨や福井豪雨が、そして10月には新潟県中越地震が発生したほか多くの台風災害に見舞われるなど、災害に対する私たちの関心が非常に高まった年でした。あれから1年。皆さんの災害に対する心構えと対策は大丈夫ですか？

9月1日は防災の日。いま一度、自分や家族の、そして地域の防災対策を見直してみましょう。

### ○自分や家族の備え、再点検！

大規模災害が発生した場合、行政による迅速な活動には限界があります。「自分の命は自分で守る(=自助)」ことが非常に重要です。

- ・災害が発生したとき、まず、どのような行動をとれば良いか日ごろから考えていますか？
- ・いざというときのための非常持出品・備蓄品は用意していますか？
- ・家の内外で、災害発生時に危険箇所となりそうなところはありませんか？

災害は、今起こっても不思議ではありません。日ごろからの災害への備えがとても大切です。

非常持出品		
避難するとき持ち出す最小限の必需品		
携帯ラジオ	懐中電灯・ろうそく	ヘルメット(防災ずきん)
非常食・水	生活用品	衣類
救急薬品・常備薬	通帳・証書類、印鑑、現金	履物

### ○地域の備え、再点検！

災害発生時における救出活動や避難後の避難所生活はもちろん、平時における防災活動など、災害・防災は、いろいろな場面で「地域の人どうしの助け合い(=共助)」が必要となります。

自主防災会や町内会による防災訓練をはじめ、定期的な防災パトロールなどといった自主防災活動の実践をとおして、いま一度、地域の備えを確認しましょう。

そして、日ごろから地域コミュニティの活動を活発にすることが、何より防災に対する地域の備えとなるのです。



### ○我が家の避難場所、再確認！

皆さんは、避難場所(施設)をもう確認済みですか？

避難場所(施設)は、災害発生時に皆さんが安全に避難できる場所、家族や地域の人たちとの集合場所としての役割のほか、救援物資や食事の配布、災害関連情報のお知らせなどといった市の防災活動拠点としての役割もあります。

お近くの避難場所を確認するとともに、実際に避難場所までの道を歩いてみて、災害時に危険な箇所がないか再確認してみましょう。

### ★防災マップをお配りします★

今月号の広報と併せ、「防災マップ」を配布します。

このマップには、皆さんのお住まいの地域で指定されている避難場所(施設)や防災行政無線、防災資機材倉庫の場所といった防災の基本的な情報が掲載されているほか、皆さんの避難場所などを記入する欄が設けられています。

日ごろから、ご家族で、そして地域の皆さんで、避難場所や避難経路をはじめ、防災に役立つ身近な情報を書き込んでみましょう。

防災マップ(例)→  
家族が集まる場所に  
貼りましょう



問合せ先 総務課行政防災担当(内線211)

# INFORMATION

## 本市の個人情報保護制度について

—懇談会の提言がまとめられました—

市では、市が保有する市民の皆さんの個人情報を取扱う際のルールや権利を明確にし、個人情報を適正に取扱うことを目的とした、本市における個人情報保護制度の整備を進めています。

この制度は、皆さんの権利利益に密接に関係することから、市民の皆さんのご意見を制度に直接反映させるため、有識者や公募委員による懇談会(9名の委員)を設置し、延べ3回にわたり本市における個人情報保護制度の在り方や内容について議論を重ねていただきました。

このたび、懇談会による提言がまとめられましたので、その概要をお知らせします。



### 1. 制度の概要について

本市の個人情報保護制度として、以下のとおり①市の保有する個人情報の保護に関する制度と、②住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する制度を整備すること。

### 2. 市の保有する個人情報の保護に関する制度について

#### ①個人情報の保有の制限

市は、所掌する事務に必要な場合に限り、あらかじめ特定し、明示した利用目的の範囲内においてのみ個人情報を保有するものとする。

#### ②個人情報の取得の制限

市は、個人情報を、明示した利用目的の範囲内において原則として本人から取得するとともに、思想、信条および宗教などに関する個人情報は、原則として取得しないものとする。

#### ③個人情報の利用・提供の制限

市は、あらかじめ特定した利用目的以外に個人情報を利用したり、第三者(業務の委託先など業務の遂行に必要な場合を除く)に市の保有する個人情報を提供しないものとする。

#### ④個人情報の適正な管理

市は、市の保有する個人情報が漏れたり、滅失しないよう必要な措置を講ずるとともに、業務の遂行上個人情報の取扱いを第三者に委託する際には、委託先の個人情報の安全管理などに必要な措置を講ずるものとする。

#### ⑤市民の皆さんの権利について

誰もが、市の保有する自己の個人情報の開示、訂正および利用停止などを請求できる権利を明示するとともに、未成年者や成年被後見人、死者の遺族による個人情報の開示、訂正、利用停止請求権について定めるものとする。

### 3. 住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する制度について

#### ①住民基本台帳の一部の写しの閲覧拒否について

個人のプライバシーの侵害や差別につながるおそれがあると認められる閲覧や、被閲覧者を特定できない、または多数である閲覧の請求があった場合は、閲覧の請求を拒むものとする。

#### ②ストーカー等被害者の保護について

ストーカー行為や配偶者からの家庭内暴力による被害者からの申し出があるときは、特定の人物からの、被害者に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求を拒むものとする。

#### ③本人確認について

住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求があったときは、請求者の本人を確認できる書類などにより、確認することについて定めること。

#### ④住民基本台帳ネットワークシステムに係る緊急措置について

市と他の地方公共団体とをオンラインで結ぶ「住民基本台帳ネットワークシステム」において、個人情報の漏えいなどの事態が生じたときは、システムの一時停止など必要な措置を講ずるものとする。

市では、今回まとめられた提言をもとに個人情報保護制度の整備を進め、9月議会での審議を経て、10月1日からの実施を目指しています。

制度の詳細については、広報10月号で詳しくお知らせします。

問合せ先 総務課行政防災担当(内線211)